個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	保育料調定(滞繰分・現年分)仮算定・本算定・不納欠損綴り
実施機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称 (課名等)	福祉事務所子育て支援課
個人情報ファイルの利用目的	保育施設に係る保育料及び給食費の算定・管理に利用
個人情報ファイルの記録項目	1 認定者番号、2 支給認定区分、3 保育必要量、4 氏名、5 住所、6 性別、7 生年月日、8 施設・事業 所名、9 入所入園日、10退所退園日、11入所決定状 況、12クラス年齢、13保護者氏名、14世帯区分、15 ひとり親世帯、16在宅障害、17均等割、18所得割、 19所得税、20固定資産税、21国負担額算定日、22国 多子軽減、23国階層区分、24国利用者負担、25自治 体負担額算定日、26自治体階層区分、27階層の基準 額、28給付単価適用有無自治体基準額、29自治体多 子軽減、30自治体個別減免、31自治体利用者負担額、 32年齢制限撤廃、33ひとり親無償化、34一般世帯無 償化、35口座情報、36日割計算有無、37月別徴収額、 38国確認区分、39自治体登録方法、40兄弟順位、41 無償化区分
記 録 範 囲 本人及びその保護者	
収 集 方 法 □本人 ☑本人以外 (保護者)	
要配慮個人情報の 有 無 ☑ 有 □無	
記録情報を経常的 に提供する場合の 提 供 先	_
開示請求等を受理する	名 称 総務部市長公室
	所在地 〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 - の 手 続 等	
個人情報の処理形態 政す	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号 (令第21条第7項に該当
備考	